

# さくら野セゾンカード規約

## さくら野セゾンカード特約

### 第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社さくら野百貨店(以下「提携先」という)と提携して、さくら野ポイントカード機能部分は提携先、クレジットカード機能部分は当社が提供するカードをさくら野セゾンカード(以下「本カード」という)と称します。

### 第2条(カードの発行)

お客様が、当社の定める本特約及びセゾンカード規約、並びに提携先の定めるさくら野ポイント会員規約を承認し、当社と提携先(以下、あわせて「両社」という)に本カードのご利用のお申込をされ、両社が本カードのご利用を認めた方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。

### 第3条(さくら野ポイント)

- (1)本カードには、提携先の提供するさくら野ポイントサービスが提供され、当該サービスは、本特約並びに提携先が定めるさくら野ポイント会員規約に基づき提供されます。
- (2)本カードについては、さくら野ポイント会員規約2①に定めるカード発行費用は適用されません。
- (3)本カードの有効期限については、さくら野ポイント会員規約2⑤は適用されず、セゾンカード規約第3条が適用されます。
- (4)本カードの住所・氏名・電話番号等お届け事項の変更については、さくら野ポイント会員規約7④は適用されず、セゾンカード規約第18条が適用され、当社所定の変更手続きをおとりいただきます。なお、この場合当社に対する変更手続きをもって、提携先へのお届けもあつたものとみなします。
- (5)本カードの紛失・盗難及び再発行については、さくら野ポイント会員規約8①・②は適用されず、セゾンカード規約第16条及び第17条が適用されます。
- (6)本カードの退会については、さくら野ポイント会員規約10は適用されず、セゾンカード規約第23条第3項が適用されます。

### 第4条(弁済金等の支払方法等)

(1)セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)(2)の会員にご利用の都度ご指定いただくお支払方法に分割払いを追加します。また、下記の事項を追加します。

#### 記

⑧分割払いー商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額をお支払いいただく方法です。但し、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下表のとおりとなります。

(例)現金価格 50,000円、10回払いの時

- 分割払手数料 50,000円×(5.5円/100円)=2,750円
- 支払総額 50,000円+2,750円=52,750円
- 各支払日の分割支払金 52,750円÷10回=5,275円

支払回数 (回)	3	4	5	6	7	8	9	10	11
支払期間 (ヶ月)	3	4	5	6	7	8	9	10	11
実質年率 (%)	9.9	10.6	11.0	11.3	11.5	11.7	11.8	11.9	12.0
現金価格100円当たりの手数料の額(円)	1.7	2.2	2.8	3.3	3.9	4.4	5.0	5.5	6.1

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
12.0	12.1	12.1	12.1	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2
6.6	7.2	7.7	8.3	8.8	9.4	9.9	10.5	11.0	11.6	12.1	12.7	13.2

25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2
13.8	14.3	14.9	15.4	16.0	16.5	17.1	17.6	18.2	18.7	19.3	19.8

(2)セゾンカード規約第7条(3)の「分割支払金」に(1)で算出した各回の支払金額を含めます。

(3)分割払いについては、セゾンカード規約第7条(2)⑦の支払方法の自動変更サービスは適用されません。

### 第5条(早期完済の場合の特約)

会員が分割払いの場合に当初の契約のとおりにお支払いされかつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いいただいた場合、会員は78分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

### 第6条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に以下の事項を追加いたします。

- (1)⑩会員が提携先の定めるさくら野ポイント会員規約等に基づき、さくら野ポイント会員資格を喪失したとき。
- (7)会員がセゾンカード会員規約第23条に基づき会員資格を喪失した場合、さくら野ポイント会員資格も喪失するものとします。

### 第7条(規約の適用)

(1)本カードにおけるクレジットカード機能部分については、当社の定めるセゾンカード規約に加え、本特約が適用されます。なお、両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

(2)本カードにおけるポイントカード機能部分については、提携先の定めるさくら野ポイント会員規約に加え、本特約が適用されます。なお、両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

### 第8条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。